

令和7年8月4日

株式会社 香川銀行

暗号資産交換業者あてのお振込みの一部制限について

インターネットバンキングにおける不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が暗号資産交換業者あてに送金される事例が多発しています。

お客さまの保護と不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者へのお振込みに際し、振込依頼人名を変更した以下のお取引を制限させていただきます。

- ＡＴＭで当行のキャッシュカードを利用したお振込み
- インターネットバンキングでのお振込み
- 窓口でのお振込み

お客さまにおかれましては、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

[制限開始日]

令和7年8月4日（月）

以上